

愛西市虐待等防止ネットワーク協議会会議録（概要）

会 議 名	令和7年度愛西市虐待等防止ネットワーク協議会
開 催 日 時	令和8年3月11日（水） 午後2時から午後3時10分まで
開 催 場 所	愛西市役所北館2階 会議室2-1・2-2
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	鈴木委員、川口委員、前田委員、藤井委員
協 議 事 項 等	<p>協議事項</p> <p>（1）令和6年度の相談等実績報告及び令和7年度の相談等実施状況について</p> <p>（2）事例に基づく虐待等の現状・対応について</p> <p>（3）その他</p>
公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍 聴 人 の 数	0人
会 議 資 料	<p>次第</p> <p>資料1 令和6・7年度 障害者虐待相談件数</p> <p>資料2 女性相談・DV相談件数</p> <p>資料3 令和6・7年度 高齢者虐待相談件数</p> <p>資料4 令和6年度 あいさいっ子相談室（愛西市こども家庭センター）実績</p> <p>資料5 令和7年度 あいさいっ子相談室（愛西市こども家庭センター）実施状況</p> <p>資料6 令和7年度社会福祉課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料7 令和7年度高齢福祉課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料8 令和7年度子育て支援課事例報告 ※会議終了後回収（非公開）</p> <p>資料 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について</p>
経 過	別紙のとおり

愛西市虐待等防止ネットワーク協議会委員

役 職	氏 名	職 名	備 考
会 長	清 水 栄 利 子	愛西市副市長	
委 員	竹 内 元 子	海部福祉相談センター長	代理：河合児童 育成課長
〃	鈴 木 礼 子	津島保健所健康支援課長	欠席
〃	川 口 聡 美	津島警察署生活安全課長	欠席
〃	加 藤 勝 利	名古屋法務局津島支局長	
〃	前 田 規 秀	海部医師会愛西市班代表	欠席
〃	東 清 貴	海部歯科医師会代表	
〃	岡 田 善 行	愛西市顧問弁護士	
〃	杉 方 南 衣	愛西市教育委員会委員	
〃	小 林 秋 良	愛西市社会福祉協議会長	
〃	堀 田 宗 一	愛西市民生児童委員協議会副会長	
〃	青 木 夕 紀 子	愛西市主任児童委員（佐屋地区）	
〃	藤 井 諭 美	愛西市主任児童委員（八開地区）	欠席
〃	竹 田 友 美	愛西市主任児童委員（佐織地区）	
〃	田 口 貴 敏	愛西市保険福祉部長兼福祉事務所長	
〃	人 見 英 樹	愛西市健康子ども部長兼こども家庭セ ンター長	
〃	青 井 優	愛西市保険福祉部参事	
〃	水 野 裕 公	愛西市保険福祉部社会福祉課長	
〃	八 木 久 美 子	愛西市保険福祉部高齢福祉課長	
〃	前 野 輝 次	愛西市健康子ども部子育て支援課長	
〃	村 瀬 さ や か	愛西市健康子ども部健康推進課長	
〃	伊 藤 光	愛西市教育部学校教育課長	

事 務 局

氏 名	職 名	備 考
渡 部 宏 一	愛西市保険福祉部社会福祉課 主任	
城 安 代	愛西市保険福祉部高齢福祉課 主査	
水 谷 幸 代	佐屋苑地域包括支援センター	
横 井 暁 子	愛西市健康子ども部子育て支援課 課長補佐	
神 田 真 愛	愛西市健康子ども部子育て支援課 主査	
加 藤 友 理	愛西市健康子ども部子育て支援課 主任	
大 野 雅 美	愛西市健康子ども部子育て支援課（家庭相談員）	
富 樫 淑 子	愛西市健康子ども部子育て支援課（家庭相談員）	

審 議 経 過

発言者	内 容 (概 要)
会 長	1 あいさつ
会 長	2 議 題 (1) 令和6年度の相談等実績報告及び令和7年度の相談等実施状況について 障害者虐待・DV相談について、社会福祉課からお願いします。
事務局	資料1、資料2に基づき、障害者虐待、女性相談・DV相談について報告。
会 長	高齢者虐待相談について、高齢福祉課からお願いします。
事務局	資料3に基づき、高齢者虐待に関する相談について報告。
会 長	こども家庭センター相談実績について、子育て支援課からお願いします。
事務局	資料4、5に基づき、こども家庭センターにおける相談について報告。
会 長 委 員	各課からの報告に対し、ご意見・ご質問があればお願いします。 高齢者虐待と障害者虐待について、どちらにも該当する方はどのように割り振られているのですか。
事務局	65歳以上が高齢者虐待として対応しています。65歳以上の方でも、障害者支援施設に入所していたり、障害者サービスを利用している場合は、障害者虐待として対応しています。児童についても、障害のサービスを利用している場合は、障害担当が対応しています。
委 員 事務局	分離を行わなかった場合、その後はどのような支援を行っていますか。 継続して見守りを実施しながら、対象者から話を伺っています。サービスにつながっているケースについては、ケアマネージャーや地域包括支援センター、また、家族の介護負担を軽減するために施設入所をすすめたりして対応しています。経済的虐待については、今回報告したケースでは、本人にお金を返すことができています。通常、受け入れが難しい場合は、専門機関につながるようにしています。 児童虐待の場合、子どもの所属や保健センターなど関わりのある機関と連携し、家庭相談員や子ども家庭支援員が継続して支援しています。関係機関の情報を集約することが必要なケースについては、要対協でケース管理することで、関係機関からの情報を集めやすくし、児童相談所などからアドバイスをいただき、支援方針を決めています。
会 長	(2) 事例に基づく虐待等の現状・対応について 障害者虐待事例について、社会福祉課からお願いします。

事務局	資料6に基づき、障害者虐待事例について報告。
会 長	高齢者虐待事例について、高齢福祉課からお願いします。
事務局	資料7に基づき、高齢者虐待事例について報告。
会 長	児童虐待事例について、子育て支援課からお願いします。
事務局	資料8に基づき、児童虐待事例について報告。
会 長	ありがとうございました。各課からの事例報告に対してご質問、ご意見等があればお願いします。
委 員	<p>家庭環境が複雑化する中で、関係機関との連携が必要なことも多くあると思います。以前、児童虐待に関わった際、児童相談所の強制的な介入があり早急に対応していただけたことがありました。ただし、そういった対応により心を病んで辞めていく職員が多いということも聞いたことがあります。</p> <p>ケースバイケースかとは思いますが、分離や保護について基準やマニュアル等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>障害者虐待については、今年度分離のケースはありませんでしたが、命の危険がある場合については、グループホーム等への分離を行うケースがあります。</p> <p>高齢者虐待についても、命の危険がある場合は分離を行います。大体のケースは介護者の負担があり、ひとりで抱えこんでいることが多くあります。そこに気づき、サービスの強化や施設入所などの方針をたて対応しています。</p> <p>児童虐待では、子どもに状況を聞き取った際に「帰りたくない」と言えば、市では対応することができないため児童相談所に相談し、市からの送致として児童相談所に動いてもらうということがあります。身体的虐待を発見した場合、首から上の傷や痣は重篤なものとして、児童相談所に送致しています。また、要保護児童対策地域協議会実務者会議で管理している家庭で不適切な養育が行われている場合は、児童相談所もケースを把握しているため、日頃保護者と関わっている中で、児を看れなかったら相談してほしいという話をしたり、うまく支援につながらないような家庭は、ひとつ事があるとそれをきっかけに児童相談所と連携し、対応することもできています。</p>
会 長	マニュアルということばが出てきましたが、児童相談所として、何かアドバイスはありますか。
委 員	<p>児童虐待の分野については、緊急を判断するアセスメントツールがあり、命の危機だけではなく、子どもの気持ち、家族の状況など含めてアセスメントします。</p> <p>また、児童相談所は一時保護の権限を持っています。今年度6月から、司法審査というのが始まり、一時保護を1週間以上する場合、保護者の同意がない場合は裁判所に審査請求をする制度が始まりました。なぜ該当するか、なぜ必要なのかを考えて一時保護をしています。</p>

<p>会 長 委 員 会 長</p>	<p>6月以降、弁護士への相談はありますか。 ありません。 様々な虐待ケースに対応をしています。継続ケースもかなり多くなってきていると思いますので、どのように支援していくかが課題となります。障害をもった方、高齢の方、子どもたちが安心して暮らせるような支援ができればよいと思います。 それでは、予定していた議題を終わります。 その他として、事務局から報告事項がございましたらよろしく申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」について説明。 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならないと記されており、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者として、児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であつて措置の内容等に関し公正な判断をすることができる者をあらかじめ指定し、講じた措置の内容等を報告すると記されています。 本市では、この虐待等防止ネットワーク協議会は通常年に1回の開催ですので、何か起こった時にすぐ対応すぐ招集させていただくというのがなかなか困難と考えております。そこで、月に1回開催している要保護児童対策地域協議会実務者会議をその報告先とし、施設で起こった虐待等の報告、必要であれば今後の方針を検討させていただく場としたいと考えております。皆さんにご承知おきいただきたいと考え、本日資料を準備させていただきました。 また、本日までに報告すべき案件は起こっておりません。通報先は子育て支援課にありますこども家庭センターであることを対象施設には周知させていただいておりまして、情報の集約ができる体制は整えております。万が一ケースがあった場合は、要保護児童対策地域協議会実務者会議に報告・審議させていただいた上、年に1回のこの会議でもご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について何かご質問がありますでしょうか。 (意見なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>委員の皆様の任期につきましては、令和8年3月31日までとなっております。2年間、皆様には大変お世話になりありがとうございました。引き続き委員をお願いする方もあるかと思いますが、その節はよろしくお願いいたします。 また、冒頭でご案内させていただきましたが、資料6、資料7、資料8の事例報告につきましては、個人情報に関わるため、会議終了後に回収をさせていただきますので、机の上に置いたままお帰りいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。</p>

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後、いろいろな事案が発生すると思われまますので、皆様にはその際に関係機関と連携を密にしながら、迅速かつ適切な対応に努めていただきたいと思います。</p> <p>委員の皆様方には、各分野からのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。それではこれもちまして、愛西市虐待等防止ネットワーク協議会を閉じさせていただきます。皆様どうもありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
-----	---